○認証食品の認証

告

示

目

次

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

○県立中学校学則の一部を改正する規則

## 告

宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六条第一項の規定により、

認証食品

佐藤 秀雄 業 秀雄

を次のとおり認証した。

平成二十二年十月二十六日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

株式会社ライズ

仙台市青葉区五橋|

亍

般-二十一

部廃業

平成二十二年

示

○宮城県告示第九百九十九号

○県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

教育委員会

○宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則

宮

院 局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(警察本部会計課

Ξ

建築宅地課) Ξ

五

八 七

加藤 誠知

九

飯田 新三 株式会社中央機

柿沼 弘 株式会社装研社

○建設業許可の取消し

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

公

○道路の供用開始

公 告

○開発行為に関する工事の完了

県

(東部地方振興事務所)

==

平成二十二年十月二十日 許可を取り消した年月日

商号又は名称等

防災砂防課

( 道 (事業管理課)

路 課 =

食産業振興課) 平成二十二年十月二十六日

した。 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、

次の建設業の許可を取り消

ページ

○宮城県告示第千号

平成二十二年十月十五日

認証年月日

嘉

宮城県知事 村 井

浩

福地 保夫 保夫	び代表者の氏名商号又は名称及
田四十五 - 一架原市一迫字川口清水	主たる営業所の所在地
一等 ・特 ・特 ・十九 ・十九	許建 可 番 号業
ブロット タイン・ ー 般建業 ー 般が・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ が・ ・ ・ が・ ・ が・ ・ が・	工事の種類 を取り消した建設 申請区分及び許可
平成二十二年 九月十六日	受付年月日

目九 - 二十二 仙台市青葉区中央三丁 目十四 - 二十五仙台市若林区霞目 大張川張 Ŧ 十第般 九一万万七百三 七百三 百第般 百第般 十第般 ----号万十 六七 八 二一-十万十 五四八 号千 四 二一· 十万二 号七十 千一 とび・土工工事業 一般建設業 全部廃業 内 大工工事業 一般建設業 一般建設業 工事業 業 一全 電般 気 理 発 業 事業 業 平成二十二年 九月二十八日 平成二十二年 平成二十二年 平成二十二年

認証食品

	番認号証品	
	目	
未沈会土しく印真は	又 は 名 称申請者の氏名	
	又 は 屋 号製造業者の名称	

一 浦代身 昭表。 つばラドファ 株式会社JA加美よ 井二四五 - 二 市場字中荒 製造所等の所在地

行

県

城

(総務部私学文書課)

宮城県仙台市青葉区

本町三丁目8番1号

電話 022(211)2267

(每週火,金曜日発行)

発

四百

包装米飯

八十

宮

県

道

種道

類の

路

図のと

土び部 木宮防

Ξ 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、 建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第千一号

開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一 一項の規定に基づき、 次のように道路の供用を

その関係図面は、平成二十二年十月二十六日から三十日間宮城県庁 (土木部道路課) 及び宮城県北

部土木事務所において一般の縦覧に供する。

-成二十二年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

坂本古川線 路 線 名 同市古川穂波七丁目一四番一八地先まで大崎市古川塚目字岡三五三番地先から 供 用 開 始 の X 間 平 成 十二 月十 供用開始年月日 正月工 午十年 か八 ら日

○宮城県告示第千二号

六条第一項及び第八条第一項の規定により、 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律第五十七号) 次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区

域に指定する

平成二十二年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

地 項に必造建 関要の規 すな規物 る衝制の 事撃に構

区域の名称

の自因の土 種然と発砂 類現な生災 象る原害

X

域

の

所

在

縦 覧 場 所

就任した者

虚空蔵中	由縄坂	土ヶ森	板山	北沢の2	大川口の2	北沢	横町沢2	小保田沢2	小保田沢	北山の沢	土ヶ森沢2	土ヶ森沢2	土ヶ森沢2
の急 崩傾 壊斜 地	の急 崩傾 壊科	の急 崩傾 壊 地	の急 崩傾 壊斜	の急 崩傾 壊 地	の急 崩傾 壊斜	の急 崩傾 壊科	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
おり) 伊具郡丸森町字虚空蔵中 (次の図のと	り) 伊具郡丸森町字由縄坂(次の図のとお	中(次の図のとおり)伊具郡丸森町字土ヶ森、同町字虚空蔵	り) 伊具郡丸森町字板山 (次の図のとお	り) 伊具郡丸森町字北沢 (次の図のとお	り) 伊具郡丸森町字大川口(次の図のとお	(次の図のとおり)伊具郡丸森町字小保田、同町字北沢	り)伊具郡丸森町字山崎 (次の図のとお	り) 伊具郡丸森町字小保田(次の図のとお	(次の図のとおり)伊具郡丸森町字小保田、同町字北沢	り) 伊具郡丸森町字北沢 (次の図のとお	(次の図のとおり)伊具郡丸森町字土ヶ森、同町字由縄坂	(次の図のとおり)伊具郡丸森町字土ヶ森、同町字由縄坂	(次の図のとおり)伊具郡丸森町字土ヶ森、同町字由縄坂
													お次りの

おいて縦覧に供する。 次の図」は、 省略し、 その図面及び関係書類は、 当該指定区域の縦覧場所の欄に掲げる場所に

○宮城県告示第千三号

役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

伊豆沼土地改良区

平成二十二年十月二十六日

宮城県東部地方振興事務所

長 戸 村 俊

所

幸

3)	平成2	2年10	月26	日	火曜E		宮	城	県	! 4	公	報					第	2202 <del>5</del>	릉
平成二十二年九月二十五日	平成二十二年九月二十五日	平成二十二年九月二十五日	平成二十二年九月二十五日	平成二十二年九月二十五日	退任年月日	退任した者	平成二十二年九月二十六日	平成二十二年九月二十六日	平成二十二年九月二十六日	平成二十二年九月二十六日	平成二十二年九月二十六日	平成二十二年九月二十六日	平成二十二年九月二十六日	平成二十二年九月二十六日	平成二十二年九月二十六日	平成二十二年九月二十六日	平成二十二年九月二十六日	平成二十二年九月二十六日	就任年月日
新田	高橋幸	安部信	及川祐	安部昭	氏名		千葉豊井	瀬戸数	髙橋	鈴木一	及川幸品	伊藤孝	新田田	高橋幸	安部信	大場一十	及川祐	安部昭	氏名
尚   登米市迫町新田字大形百二十八番地	喜	公	宏と一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一世の一	男の東原市若柳字下畑岡峯百四十四番地	住		茂	衞 ── 登米市迫町新田字松原百九十番地一	博地七	孝	男  一  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・		尚 登米市迫町新田字大形百二十八番地	喜	公	夫   栗原市若柳字上畑岡大森六十五番地	宏登米市迫町新田字東坂戸二十四番地	男   栗原市若柳字下畑岡峯百四十四番地	住
理事	理事	理事	理事	理事	役職名		監事	監事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	役 職 名
2	1 ,																		
調達案件の仕様等の入札説明	案件及び数量	人しこ対する事質		○政府調達に関する劦定の適用を受			二 開発許可を受けた者の住所及び地域の名称	一 工事を完了した開発区域(工区	平成二十二年十月二十六日	区)に係る開発行為は、その工事を(者言言画》(明系図)三名 治律管		公	平成二十二年九月二十五日	平成二十二年九月二十五日	平成二十二年九月二十五日	平成二十二年九月二十五日	平成二十二年九月二十五日	平成二十二年九月二十五日	平成二十二年九月二十五日
			十二年十月二十六日	政府調達に関する劦定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。		大の常言	二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)地域の名称	工事を完了した開発区域 (工区) に含まれる	平成二十二年十月二十六日	区)に係る開発行為は、その工事を完了した。(著言言画法(明末四十三名法律含言号)第二十九余第一項の表案は「言言言した									

番地栗原市若柳字下畑岡大畑三百三十八

監

事

登米市迫町新田字松原百九十番地一

監

事

三栗原市若柳字上畑岡敷味八十二番地

理

事

栗原市若柳字上畑岡碊百十九番地

理

事

七番地二栗原市若柳字上畑岡獅子ヶ鼻百七十二

理

事

登米市迫町新田字倉崎二百八番地

理

事

理

事

を完了した。 『百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域 (工

名取市高舘吉田字乗馬四十五番一 宮城県知事 村 井 嘉

浩

区二十九画地はなみずきガーデン参番館 名取市下増田字大橋本二百五十七番地五十一街

常喜

大 裕子

宮城県知事 村 井 嘉

浩

埋システム機器賃貸借 一式

- 3 履行期間 平成二十三年一月一日から平成二十七年十二月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課
- 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
- 県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始

報

- 、。 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ
- れにも該当しない者であること。8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいず
- 為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。 なお、入札に参加しようとする者のである者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行
- び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。) が暴店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及一 入札に参加しようとする者の役員等 (法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支

- 団員が経営に事実上参加していると認められるとき。いう。) 第二条第六号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) である場合、又は暴力力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」と
- う。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」とい「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下り、入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図
- 又は関与していると認められるとき。等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、下「暴力団等」という。) 又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人、 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以
- していると認められるとき。(入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有
- すること。 すること。 すること。 が関係申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で
- 入札書の提出場所等
- 〒九八○-八四一○ 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号1 入札書の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
- 宮城県警察本部総務部会計課調度係 (電話番号〇二二 二二一 七一七一、内線二二三二)
- 入札説明書等の交付期限

2

平成二十二年十一月十日 (水)、午後五時まで

一般競争入札参加資格審査

3

において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十二年十一月十七日(水)まで

4 入札書の提出期限

平成二十二年十一月二十四日(水)、午後五時まで

載し、配達証明付書留郵便により⊖の日時までに到達すること。朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「入札に係る調達案件の名称」及び「開札日」を記≒ 郵送により入札書の提出を希望する場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を

ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があっても受理しない

- 5 開札の日時及び場所
- 日時 平成二十二年十一月二十五日 (木)、午前十時
- □ 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎六階六○一会議室
- 1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

報

兀

入札に参加することができない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五その他

- 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 第二条の規定による。 成二十二年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十二年宮城県規則第十九号) 成二十二年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十二年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平
- 4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者による。 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第百十三条及び第百十四条の規定に

求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

(5)

7

契約書作成の要否

要

- 降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以の入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業
- 9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Items Services Required: Lease of Equipment for Document Management System-1 set
- Duration of Contract: From January 1, 2011 to December 31, 2015
- Location: Information Management Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi
- Bid Deadline: 5:00 p.m. November 24, 2010
- 5 Contact: Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters. 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8410 Japan Tel.: 022-221-

## 病 院 局

7171 Ext. 2232

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十二年十月二十六日

宮城県病院事業管理者 木 村 時

久

入札に付する事項

- 調達物品及び数量 デジタルガンマカメラシステム 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による
- 3 納入期限 平成二十三年二月二十八日まで
- ・ 納入場所 宮城県立がんセンター (宮城県名取市愛島塩手字野田山四十七 一)
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登載されていること。
- 1以外の者で入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であるこ
- 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であ

ること。

生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。 更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、更開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなおの、 (平成十四年法律第百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続

/。 7 公告の日から開札の日までの間に宮城県において指名停止の措置を受けていない者であるこ

宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する措置要件

公

8

のいずれにも該当しない者であること

報

為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。 なお、入札に参加しようとする者の業務として行った行なお、入札に参加しようとする者の実務として行った行

入札参加資格申請場所及び提出期限

Ξ

五時までに申請すること。 電話〇二二 - 二一一 - 三三三五) ヘ平成二十二年十一月十六日午後 者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班 ( 〒九八〇 - 八五七〇宮城県仙台 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業

入札書等の提出場所及び提出期限等

四

わせ先 1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問い合 1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問い合

〒九八〇 - 八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県病院局県立病院課予算経営班(担当(菊池)直実(電話〇二二-二二一-二六八三)

入札説明書の交付期限

2

平成二十二年十一月十七日午後五時まで。 ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二

十二年十一月十六日まで1あて必着のこと。

3 一般競争入札参加資格審査申請書

該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。類を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、開札日までの間において、当人札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十二年十二月三日までに必要書

て提出期限までに到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書郵便に入札書の提出期限(平成二十二年十二月九日午後五時まで。ただし、郵送による場合は、入札

開札の日時及び場所

所へ提出できるものとする。

5

平成二十二年十二月十日午前十時 病院局会議室 (宮城県行政庁舎十二階

入札に参加することができない者

五

二に定める資格を有しない者及び四の3の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

ハ その他

- 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。(八条、第百十三条及び契約保証金)財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十2)入札保証金及び契約保証金)財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)

者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。 3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札

札書に記載すること。

・ 入札金額の記載方法(契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する金額を入であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者金額の正式が、入札金額の記載方法(契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する)

あって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。5(落札者の決定の方法)本公告に示した業務を履行できると病院事業管理者が判断した入札者で

最低価格の入札者以外の者を落札者とすることの有無

契約書作成の要否 亜

7 6

8

申請書等の作成に関する経費の申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする

9 詳細は、入札説明書による

B 等 学 校 切場中新田

普

通

科

三年

男 女

=

<u>-</u>

=

四四八

四四八

四四八

に改め、同表宮城県中新田高等学校の項を次の

四四八

を

六〇

<u>-</u>

を

<u>\_</u>

六〇

に改め、同表宮城県黒川高等学校の項

改正				sion, ndai,			
め、同表宮城県岩出山高等学校の項中「一六〇」を「一二〇」に改め、同表宮城県柴田高等「	県一迫商業高等学校の項中 四〇 四〇 四〇 四〇 「 四〇 四〇 四〇   四〇 四〇 四〇   四〇 四〇   四〇 四〇   四〇 四〇   に改	を 四〇 四〇 に改め、同表宮城県鶯沢工業高等学校の項を削り、同表宮城    「   「   「   「   「   「   「   「   「	校の項中   二四〇   を   二〇〇   に改め、同表宮城県岩ヶ崎高等学校の項中   四〇	四〇 四〇 四〇 を   四〇 四〇 に改め、同表宮城県築館高等学	中 四〇 八〇 を 四〇 四〇 に改め、同表宮城県米谷工業高等学校の項中	学校の項中	

第2202号	平成22年10月	月26日	火曜日	宮 城	県	公	報				(8)
別表第三第二号の表宮城県立光明支援学校の項中 「六三」四九 五五」を 五四 六三	第一条の二中「第七十一条」を「第七十二条」に改める。県立特別支援学校学則(昭和四十三年宮城県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。県立特別支援学校学則の一部を改正する規則(〇宮城県教育委員会規則第十号	多 員 長 大 村 虔 一宮城県教育委員会	平成二十二年十月二十六日県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。		川〇」に改める。	別表第二第二号の表宮城県田尻さくら高等学校の項中 四〇 ——」 を 四〇 八〇 —— 人〇 八〇	伊具高等学校の項中「一六〇」を「二二〇」に改める。	表宮城県白石高等学校の項中 「二四〇 ――」 を 「二四〇 二四〇 に改め、同表宮城県	二四〇  に改め、同表宮城県本吉響高等学校の項中   一六〇  を   一二〇  に改め、同	二〇〇  に改め、同表宮城県石巻北高等学校の項中   二四〇   ――   を   二〇〇	別表第一第二号の表宮城県石巻好文館高等学校の項中 二〇〇 ――」 を 二〇〇 二〇〇
附則	五九 四三 に改め、同量	二八   一九   一一   に改め、同表宮城県立利府支援学校の項中   五九   四三   三八   を「		三八   二七   三〇   を   二七   三八   二七   に改め、同表宮城県立船岡支援学校の項中「	中 一六 一六 一六 を 一九 一六 一六 に改め、同表宮城県立古川支援学校の項中「	項中 二七 一六 一九 を 一九 二七 一六 に改め、同表宮城県立金成支援学校の項	校の項中   二七   二四   二七   を   三〇   二七   二四   に改め、同表宮城県立迫支援学校の	学校の項中 四九 四六 二八 を 五七 四九 四六 に改め、同表宮城県立角田支援学	県立気仙沼支援学校の項中 二七 一九 を 二四 二七 に改め、同表宮城県立名取支援	改め、同表宮城県立石巻支援学校の項中 「三五  三八   を   二七  三五   に改め、同表宮城	四九 に改め、同表宮城県立西多賀支援学校の項中 六 三 を 一四 六 に